

和歌山市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年9月1日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同	上	柳	野	純夫
同	上	山	本	宏一
同	上	井	上	直樹

# 包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和4年9月1日

和歌山市監査委員

和行経第38号  
令和4年8月8日  
(2022年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等について（通知）

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>1 国民健康保険事業特別会計</p> <p>(1) 未納者の対応について</p> <p>和歌山市としては、電話や納付通知を送るなど、未納者に対して株式会社アイティフォーと契約し督促を行っており、また、その内容について担当者・交渉日時・交渉内容をサーバー上の一覧で保管しており、管理体制には問題がないと考えられる。しかし、現状の収納率のままでは、納付者が未納者分を肩代わりしているとみなされかねず、公平性に問題がある。</p>	<p>収納率が上がらないことの要因として、督促や催促を行っても滞納者からの連絡がないこと、あるいは納付誓約を行っても誓約者がその誓約どおりに納付していないことが考えられます。これらの者に対しては、誓約どおり納付するよう、また、納付誓約の1月当たりの納付額を増額するよう強く依頼するとともに、差押え等の滞納処分を行っていくことで対応していきます。</p>	<p>健康局 国保年金課</p>	<p>18</p>
<p>(2) 収納率の向上について</p> <p>コンビニエンスストアでの納付や電子マネーでの納付も可能となり、被保険者にとっての利便性は高くなっていると考えられるが、収納率が現年分・滞納繰越分、共に全国中核市の平均を下回っている。収納率を上げるために、例えば自主納付としている市民に向けて、より収納率の高い口座振替を推奨すれば、滞納の一因である失念による納付漏れは防止できる。より一層の改善が望まれる。</p>	<p>国保加入時にペイジー等を利用して口座振替にするよう促進しているほか、随時、窓口等に来庁された加入者に対して口座振替の案内を行っています。納付方法の多様化により電子マネーでの納付を希望する加入者も増加していますが、納付漏れを防ぐためにも、口座振替による納付を更に積極的に推奨していきます。</p>	<p>健康局 国保年金課</p>	<p>18</p>
<p>(3) 資格証明書への切り替えについて</p> <p>納付相談に応じている市民に関しては、国民健康保険短期被保険者証を発行しているが、納付相談とおりのスケジュールで納付していなくても、その後の納付相談に応じ和歌山市職員が切り替えは不要であると判断すれば、資格証明書への切り替えは行われぬ。現在は、和歌山市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の一時差止等に関する要綱により、切替えの基準が設けられているが、当基準でカバーできない局面で、例外として職員の判断によって切替えを行っていない事例があり、その判断時の証憑は残されていない。例外として職員の判断で切替えを行わなかった場合は、その際は承認プロセスの書類を残す必要がある。</p>	<p>例外的に要綱に基づかず職員の判断によって資格証明書への切替えを行わない場合は、決裁を経ることによって、その承認過程を文書化していきます。</p>	<p>健康局 国保年金課</p>	<p>19</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>2 卸売市場事業特別会計</p> <p>(1) 事業者の公募について</p> <p>和歌山市中央卸売市場では、直近で総合食品センター事業者を公募した実績があるのみで、開設後一度も仲卸業者の公募の実績がない。</p> <p>これは、仲卸業者には中小企業者が多く、当該企業者の保護を図ったものであるが、市場の取扱量が伸び悩む現状を鑑みると、市場全体の活性化につなげるため、公募により新規参入者を募るべきである。</p>	<p>場内事業者に対して、公募による新規参入が必要である旨を説明し、公募に係る要領を改正済みです。今後、空店舗が出た場合は、公募を実施していきます。</p>	産業交流局 中央卸売市場	29
<p>(2) 市場の使用料金設定について</p> <p>新市場の建設において、長期のシミュレーションを作成し将来の市場の使用料金設定を行っている。当該計画においては、将来の需要が上がる前提で計画を設定しているが、需要が上がらなければ一般会計からの繰り出しが多くなる見込みがある。</p> <p>一般会計からの繰出金が多額にならないよう、現状把握に努め、将来需要について適宜検討を行い、使用料金を改定していく必要がある。</p>	<p>再整備にあたり、長期のシミュレーションを作成して、将来の市場の使用料金設定を行っています。再整備が長期に渡り、材料費や人件費等の工事費も変動するため、今後も現状把握に努め、繰出金が多額にならないよう検討を行い、必要な場合は使用料金を改定していきます。</p>	産業交流局 中央卸売市場	33
<p>(3) 財務検査の内容について</p> <p>市場使用料の設定には、事業者の売上から決定される売上割が含まれる。卸業者の売上高を含む決算書は公認会計士による財務検査がある一方で、仲卸業者の決算書は経営診断がなされるのみである。</p> <p>また、決算書の売上高と市場使用料の設定根拠となる取扱高とも集計範囲に差異があるため、検査を実施する際には、使用料設定の根拠となる取扱高も含めて財務検査を行う必要がある。</p>	<p>通常の財務検査による経営診断を委託している公認会計士と協議・調整を進め、不適切な状況が確認できる事業者から順次指導を行い、段階的に市場内事業者全体の適正な市場使用料賦課に努めていきます。</p>	産業交流局 中央卸売市場	35

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>3 土地造成事業特別会計</p> <p>(1) 土地造成事業特別会計健全化計画の達成について</p> <p>スカイタウンつつじが丘土地造成事業は昭和50年度に事業開始し、令和2年度で総投資額は約384億円となっているが、これまでの土地の販売総額は約187億円にとどまっております。平成15年度以降、平成30年度まで特別会計健全化のため一般会計からの繰入を実施していた。市では平成17年12月に「土地造成事業特別会計健全化計画」を策定し、その中で、平成17年度から令和4年度までの18年間で分譲土地を完売し土地造成事業を終了するとしているが、令和2年度までの実績では、一般分譲宅地については全697区画中、407区画で約58.4%の進捗率、大規模施設用地は全179,853㎡中、159,524㎡で約88.7%の進捗率（うち医療福祉保健施設用地は44,341㎡中、24,012㎡で進捗率が約54.2%）と完売に至っていない。</p> <p>分譲地の販売が進まないと、雑草の剪定等の維持管理コストが継続して発生していくことから、「土地造成事業特別会計健全化計画」の最終年度が来年度に迫る中、分譲土地が早期に完売できるよう、金融機関やハウスメーカーとの連携強化等の民間活用を含め、効率的・効果的かつ迅速に業務に取り組む必要がある。</p>	<p>早期の完売に向けて、PR手法の見直しや販路拡大に取り組んでいきます。「待ちの販売から攻めの販売への転換」を図り、販売促進に努めていきます。</p>	<p>都市建設局 住宅政策課</p>	<p>41</p>
<p>4 土地区画整理事業特別会計</p> <p>(1) 土地区画整理事業の長期化について</p> <p>東和歌山第二地区土地区画整理事業は、昭和50年事業開始以降、40年以上が経過しており、今後も、清算金の算定・徴収等に日数を要することが見込まれる。他自治体の実施している土地区画整理事業と比較しても長期間にわたり実施されている事業となっている。</p> <p>後述する住民合意の円滑化を図りつつ、今以上に効率的・迅速に業務に取り組む必要がある。</p>	<p>権利者に対し、事業の今後の流れや清算金制度も含めた情報を発信するなどの丁寧な対応や、清算金に対する理解を深めていただけるよう、きめ細やかな対応を行うことにより、紛争予防に努め、今以上に効率的・迅速に進めるよう業務に取り組んでいきます。</p>	<p>都市建設局 まちなみ景観課</p>	<p>48</p>
<p>(2) 土地評価方法について</p> <p>土地区画整理事業の従前地と換地の土地評価について、路線価方式で算定していくなかで、清算金の影響をより詳細に精査し現地の実態等を考慮しつつ進めている。</p> <p>権利者間の不平等が生じないように、また、権利者への説明責任が果たせるよう十分な準備を整える必要がある。</p>	<p>清算金に係る土地評価については、権利者間の不平等が生じないように精査し、権利者への説明が十分に果たせるよう進めていきます。</p>	<p>都市建設局 まちなみ景観課</p>	<p>55</p>

## 包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(3) 清算金制度についての住民理解の推進について</p> <p>土地区画整理事業において、換地処分後に権利者が清算金の交付、徴収が発生することについて十分に理解がされていない可能性がある。土地区画整理事業は、一般の用地買収事業と異なり、清算金が交付となるケースと、徴収となるケースがあり、特に徴収となるケースがあることについては制度説明がされているはずであるが、長きにわたる期間の区画整理事業のため、清算金についての認識が薄れてきている可能性がある。</p> <p>円滑に清算業務が進むよう、清算金制度について事前に権利者の理解が進むよう周知していく必要がある。</p>	<p>権利者に対しては、事業の今後の流れや清算金制度も含めた情報を発信するなど、丁寧な対応を行い、より一層の理解を得ながら進めていきます。</p>	都市建設局 まちなみ景観課	55
<p>5 住宅改修資金貸付事業特別会計</p> <p>(1) 貸付金管理表と決算書の貸付金残高の差異について</p> <p>住宅改修資金貸付事業について、貸付金の調定額に対する未収金を収入未済額として決算書に公表しているが、市の貸付金管理表における収入未済額と、決算書の収入未済額に差異が生じている。昭和49年度から始まった事業で、市の貸付金管理表が、当初手書き帳面であったことによるとのことだが、適切な債権管理の観点から差異内容を確認し、適切な債権残高となるよう整理すべき。</p>	<p>差異の把握のために、現存する過去の帳票等を調査し、適切な債権残高となるように検討していきます。</p>	都市建設局 住宅第2課	63
<p>6 駐車場管理事業特別会計</p> <p>(1) 指定管理者選定委員会の議事録の作成及び公開の必要性</p> <p>指定管理者選定委員会について、会議の音声データは記録・保管されているが議事録が作成されていない。和歌山市附属機関の設置及び運営に関する要綱第7条によると、附属機関の代表者は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない、とされており、議事録の作成が必要とされている。</p> <p>また、同要綱第8条によると、会議及び会議録は法令又は条例の規定により公開しない旨の定めがある場合等を除き、公開するものとするとしており、除外理由に該当しない場合、公開する必要がある。</p> <p>今後は指定管理者の選定委員会が開催された際は、議事録を作成し、公開する必要がある。</p>	<p>現在は、指定管理者選定委員会の議事録を作成しており改善済みです。</p>	都市建設局 まちなみ景観課	75

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 指定管理者の選定方法</p> <p>和歌山市の駐車場管理事業において管理している駐車場は8つあるが（京橋駐車場については、令和3年9月1日事業廃止）、指定管理者として選定されている団体は、城北公園地下駐車場が上記会社となっていることを除くと、他の駐車場はいずれも、特定の1社及びその関連団体となっており、1社が大半の駐車場事業の指定管理業務を実施している状況となっている。</p> <p>この点については、和歌山市は従前より問題意識を持っており募集単位の縮小、指定管理者の評価項目について柔軟に見直していくこと等、取り組みを行っているところである。こうした取り組みにより、募集単位が大きいことにより、応募可能な企業数が少ないという問題点や、同一の指定管理者が前回の指定管理期間で獲得したノウハウがあるという理由で選定において大きく優位に立つという問題点を解消できると考える。</p> <p>今後、現状の概ね1社が寡占している状況を解消し、健全な競争性を働かせるために継続して指定管理者の募集方法の改善を図ることが望まれる。</p>	<p>令和元年度から1社が大半の駐車場事業の指定管理業務を実施している状況が改善しつつあり、市内事業者の育成や健全な競争性が働くよう、柔軟に募集方法を検討していきます。</p>	<p>都市建設局 まちなみ景観課</p>	<p>75</p>
<p>(3) 指定管理者の指定期間</p> <p>指定管理者の指定期間について原則5年とされているが、例外規定により10年としているものについて、10年とした理由が明確にされていない。和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条によると指定管理者の指定期間は5年とする、ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない、とされている。</p> <p>また、和歌山市文書取扱規程第3条によると職員は、事務事業の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない、としており、意思決定に至る過程を検証できるようにすることを必要としている。</p> <p>例外規定を適用したことに対する市民への説明責任の観点から、10年とした理由を決裁文書において明確にする必要がある。</p>	<p>今後、例外規定での期間で公募を行う場合は、理由等を明記していきます。</p>	<p>都市建設局 まちなみ景観課</p>	<p>78</p>
<p>(4) 繰上充用金の解消への道筋について</p> <p>和歌山市では、駐車場管理事業特別会計について、繰上充用金が每期継続して計上されている。每期、歳出が歳入を上回る状況は継続しており、現在作成中の将来シミュレーションでは、繰上充用金が解消されるまでには、10年以上の年数を要すると想定される。また、駐車場施設のなかには老朽化が進んでいるものもあり、大規模改修の必要性の有無についても検討する必要があるが、現状は十分な検討はされていない。</p> <p>大規模修繕の必要性も検討のうえ、繰上充用金の解消への道筋を検討する必要がある。</p>	<p>指定管理者からの報告、消防の点検及び建築基準法の点検から修繕が必要な部分については把握し、毎年修繕しています。今後、大規模修繕が必要となった場合、計画的に予算化し修繕していきます。</p> <p>現在、駐車場管理事業特別会計は単年度では黒字となっており、繰上充用金については減少しています。今後も黒字を継続できるよう引き続きコスト縮減・料金収入の確保を図っていきます。</p>	<p>都市建設局 まちなみ景観課</p>	<p>80</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>7 漁業集落排水事業特別会計</p> <p>(1) 運転管理業者の公募方法について</p> <p>運転管理業者については、長期にわたって公募がなされず、1社に対する随意契約がなされている。先述したような随意契約の必要性は、特別措置法施行令の趣旨については既に20年が経過しているため達成済みと考えられ、また運転管理業務や汚泥処理業務を細分化して公募することで参入障壁を下げ、他業者も入札することができ、その結果として委託料総額を削減できる余地があると考えられる。よって、一般競争入札に変更する必要がある。</p>	<p>特別措置法が制定された趣旨に鑑み、既存の清掃業者を活用するよう維持管理の取り扱いについての通達があり、その運用を行っています。</p> <p>また、集落排水施設は、浄化槽法の適用を受ける処理施設であり、浄化槽等の保守点検業にあたる運転管理業務と清掃業にあたる汚泥搬出業務は維持管理上切り離すと、安定的な運転に支障が生じるため、細分化は難しいと考えています。</p>	産業交流局 農林水産課	82
<p>(2) 新規接続について</p> <p>事業開始時に当該処理施設に接続する件数・家屋が決定しているため、現在追加の接続ができないこととなっている。しかしこれでは、料金収入がゆるやかに増加しているとは言え、飛躍的な増加がなかなか見込めない。排水処理施設の処理水量に限界があるため新規の接続は運用上、認めていないとの返答を得たが、適切な排水処理量及び利用者数を保てば問題ないと考えられるため、新規の集落排水処理施設への接続を検討する必要がある。</p>	<p>事業開始時に当該処理施設に接続する件数に応じた排水能力の処理施設を設置しています。</p> <p>ただ、現在でも事業開始時に申込を行っているが、使用を開始していない家屋等があるため、新規の接続を認めた場合、使用を開始していない家屋等が接続を開始すると、適切な排水処理量を保てない可能性があるため、現状では、新規者の接続は難しいと考えています。</p>	産業交流局 農林水産課	82
<p>8 農業集落排水事業特別会計</p> <p>(1) 運転管理業者の公募方法について</p> <p>運転管理業者については、長期にわたって公募がなされず、1社に対する随意契約がなされている。先述したような随意契約の必要性は、特別措置法施行令の趣旨については既に20年が経過しているため達成済みと考えられ、また運転管理業務や汚泥処理業務を細分化して公募することで参入障壁を下げ、他業者も入札することができ、その結果として委託料総額を削減できる余地があると考えられる。よって、一般競争入札に変更する必要がある。</p>	<p>特別措置法が制定された趣旨に鑑み、既存の清掃業者を活用するよう維持管理の取り扱いについての通達があり、その運用を行っています。</p> <p>また、集落排水施設は、浄化槽法の適用を受ける処理施設であり、浄化槽等の保守点検業にあたる運転管理業務と清掃業にあたる汚泥搬出業務は維持管理上切り離すと、安定的な運転に支障が生じるため、細分化は難しいと考えています。</p>	産業交流局 農林水産課	87

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 新規接続について</p> <p>事業開始時に当該処理施設に接続する件数・家屋が決定しているため、現在追加の接続ができないこととなっている。しかしこれでは、料金収入がゆるやかに増加しているとは言え、飛躍的な増加がなかなか見込めない。排水処理施設の処理水量に限界があるため新規の接続は運用上、認めていないとの返答を得たが、適切な排水処理量及び利用者数を保てば問題ないと考えられるため、新規の集落排水処理施設への接続を検討する必要がある。</p>	<p>事業開始時に当該処理施設に接続する件数に応じた排水能力の処理施設を設置しています。</p> <p>ただ、現在でも事業開始時に申込を行っているが、使用を開始していない家屋等があるため、新規の接続を認めた場合、使用を開始していない家屋等が接続を開始すると、適切な排水処理量を保てない可能性があるため、現状では、新規者の接続は難しいと考えています。</p>	産業交流局 農林水産課	87
<p>9 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</p> <p>(2) 返済遅滞時の一括返済（期限の利益）について</p> <p>契約書においては、返済が遅れると期限の利益が喪失されると記載があるものの、返済が遅れた債務者に対して一括返済を求めた実績はない。</p> <p>社会福祉の趣旨もある貸付とは言え、公金により貸付を行っている点を鑑みると、返済の長期化を防ぐためにも、契約に沿った運用が必要である。</p>	<p>期限の利益を喪失した債務者に対し、一括返済を求めました。引き続き契約に沿った運用を実施していきます。</p>	福祉局 こども家庭課	96
<p>(3) 連帯債務者・連帯保証人からの回収について</p> <p>主債務者が期限の利益を喪失した時点において、連帯債務者・連帯保証人に対しても回収を行うことが契約書に記載されているものの、主債務者からの陳情があった場合には、期限の利益喪失時点から直ちには連帯債務者・連帯保証人に対する請求を行ってない。特に、連帯保証人は一定の収入があることを条件としているが、連帯保証人へ督促をしないことは、連帯保証人を必要としている趣旨を没却することとなる。</p> <p>社会福祉の趣旨もある貸付とは言え、公金により貸付を行っている点を鑑みると、確実な回収を図るためには、期限の利益を喪失された場合には、連帯債務者・連帯保証人に対しても主債務者と同様に早期の請求を行う必要がある。</p>	<p>主債務者の期限の利益が喪失された案件において、連帯債務者・連帯保証人へ早期に文書等による通知を行い、早期の回収に努めました。引き続き早期の請求を実施していきます。</p>	福祉局 こども家庭課	96

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：令和3年度）

〔監査テーマ〕 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>10 介護保険事業特別会計</p> <p>(2) 市開催の研修の参加率について</p> <p>要介護認定申請に対応する調査員の研修について、県が受講必須の研修を実施している。一方で、市の開催する研修は出席が任意であり、参加率が30%台と低い。市の研修の実効性をもたせるために、受講者の参加率の向上に努める必要がある。</p>	<p>研修テーマの工夫や開催案内を積極的に行うこと等により、市開催の研修への受講者の参加率向上に努めていきます。</p>	<p>健康局 介護保険課</p>	<p>110</p>
<p>(4) 移管最終催告書送付手続について</p> <p>介護保険課は、督促や催告を行っても保険料の納付がない高額滞納者に対し、今後の滞納整理事務を債権回収対策課へ移管する旨も記載した移管最終催告書を送付し、指定期日までに納付のないもの、または、納付意思のないものを債権回収対策課へ移管する。その際に移管最終催告書を送付するリストを課内において決裁している。</p> <p>このうち、移管最終催告書を送付する対象者の選定について、課内において協議・決裁を行っているというものの、何ら明確な選定基準を定めておらず、公平・明瞭な選別をしているとは言い難く、協議の結果としての選定理由についても記録を残さず、結果としての移管最終催告書を送付する対象者のリストを決裁しているのみである。</p> <p>公平性の観点から、選定理由を記載した文書を課内にて決裁し保存する必要がある。</p>	<p>令和4年度実施分から、移管最終催告者の選定理由を記載した文書を決裁し、保存していきます。</p>	<p>健康局 介護保険課</p>	<p>111</p>
<p>(6) ケアプランチェック結果の指導監査課への通知について</p> <p>ケアプランチェックを実施した93件中72件に対して指導・改善要望を出している。一方で、指導監査課への情報提供は0件である。</p> <p>また、指導監査課への情報提供についても基準が明文化されておらず、その都度、課内で協議し決定している。</p> <p>チェックの実効性を上げるためにも、提供すべき基準を明文化することが必要である。</p>	<p>不適切なケアプランを作成していると考えられる居宅介護支援事業所の、指導監査課への情報提供基準を明文化しました。</p>	<p>健康局 介護保険課</p>	<p>112</p>